

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年5月12日 02時13分ごろ
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港 枕崎港東防波堤灯台から真方位198°450m付近 (概位 北緯31°15.3′ 東経130°17.4′)
事故の概要	漁船第五十五岬洋丸は、北北西進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年6月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十五岬洋丸、499トン 141676、住吉漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	中央部船底外板に擦過傷及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約160cm
事故の経過	<p>本船は、船長ほか22人が乗り組み、船長が単独で船橋当直につき、自動操舵により約13.5ノットの対地速力で枕崎港に向けて北北西進していた。</p> <p>船長は、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて見張りを行っていたところ、眠気を催したが、もう少しで入港するので我慢できると思い、たばこを吸ったりコーヒーを飲んだりしながら見張りを続けていたものの、いつの間にか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、枕崎港沖防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船は、満潮を待って引船によって引き出された後、自力で航行して枕崎港の岸壁に到着した。</p> <p>本船の喫水は、船首約4.2m、船尾約6.2mであった。</p> <p>船長は、本事故前日の朝から当直に入り、昼間に作業をした後、2時間毎に当直と休憩を繰り返しており、疲労が蓄積していたと本事故後に思った。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置（居眠り防止装置）が備えられていたが、警報音がうるさいので、ふだんから電源が入れられていなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が居眠りに陥ったことから、枕崎港沖防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、疲労が蓄積していたこと、及び眠気を催した際、もう少しで入港するので我慢できると思い、椅子に腰を掛けて見張りを行って</p>

	<p>いたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>本船の船橋航海当直警報装置は、ふだんから電源が入れられていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、船長が居眠りに陥ったため、本船が枕崎港沖防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で船橋当直中に眠気を感じた際には、立って体を動かしたり、外気に当たったりするなどして眠気を払うこと。 ・ 当直者は、十分な休息をとることが望ましい。 ・ 航海中は、船橋航海当直警報装置の電源を入れておくこと。